

令和 5 年度発達障害児者地域生活支援モデル事業
発達障害児者支援モデル事業

②地域における強度行動障害者支援体制構築

令和 5 年度岡山県スーパーバイザー 派遣コンサルテーション事業

令和 6 年 3 月 1 3 日

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

I 目的

強度行動障害のある人に関わる支援者が多くの困難や負担を感じながら支援にあたっている実態があるため、相談窓口を設置するとともに、スーパーバイザーによる支援機関へのコンサルテーションを行い、効果的な支援ノウハウの提供や、コーチングを通じた支援技術のスキルアップや孤立感の解消、各支援機関間の連携促進等を行うことで、強度行動障害のある人の受入可能事業所の増加と、支援の底上げを目的とする。

Ⅱ 実施内容

1 相談窓口の設置

(1) 概要

- ・強度行動障害の状態への対応や支援方法に関する事業所等からの相談助言を行う窓口を設置する。

(2) 必要人員

- ・相談窓口の受付職員：随時 1 人以上
- ・相談員（強度行動障害の対応に係る豊富な経験や専門的知識を有する者）：1 人以上

(3) 方法

- ・相談窓口を設置する。窓口の受付時間は下記の時間帯とする。
月～金（祝日を除く） 9：00～16：30
- ・相談窓口の電話番号をホームページ等に公開し、相談の受付は電話により行う。受付後、必要に応じてメール、郵送等でやりとりを行う。
- ・相談の対応は、強度行動障害の対応に係る豊富な経験や専門的知識を有した相談員により行う。
- ・相談内容により、コンサルテーション事業の必要性も併せて検討する。

2 コンサルテーション事業

(1) 概要

強度行動障害の対応や支援について助言を必要とする、施設、事業所、自治体・相談支援事業所（保護者※）、病院、学校等からの依頼に応じて、支援機関へ、強度行動障害の支援に精通した専門家（スーパーバイザー）を派遣し、ケース検討、対象像への対応、環境整備等に関する具体的助言などのコンサルテーションを実施する。

※保護者については、自治体・相談支援事業所を通じて依頼を受ける。コンサルテーションは支援機関に対して行う。

(2) 人員

- ・派遣調整及び事務全般を行う職員：1人以上
- ・スーパーバイザー（強度行動障害の支援に精通した専門家）：5人程度を選定
- ・補助役：コンサルテーション毎に1人以上
- ・コーディネーター（コンサルテーションを踏まえ将来的な支援内容を検討・調整する役割）：ケース毎に1人以上

(3) 方法

- ・強度行動障害の支援に精通した専門家（スーパーバイザー）を5人程度選定する。
- ・派遣の依頼があった場合は、依頼内容を整理し、スーパーバイザーの派遣コンサルテーションの必要の有無を検討の上、依頼者に回答する。
- ・支援方法の検討の結果、スーパーバイザーの派遣コンサルテーションを行う場合は、スーパーバイザーと支援方法等について調整し、依頼者との日程調整等の連絡を行うこと。
- ・スーパーバイザーの派遣コンサルテーションを行う際は、補助役を1人以上同行させる。
- ・スーパーバイザー及び補助役の情報交換会を定期的に行う。

～実際の流れ～

① 電話による相談

※お尋ねする内容…対象者の基礎情報、連絡した経緯、現在の支援状況 等

② 相談窓口内のカンファレンスにて支援方針を検討

③ 検討した支援方針を、依頼者に返答

④ スーパーバイザー、補助役、コーディネーターのコンサルテーションチームを選定

※スーパーバイザー…大学や支援センターなどに所属するコンサルテーションの経験者

※補助役…強度行動障害に関する支援の経験がある事業所職員

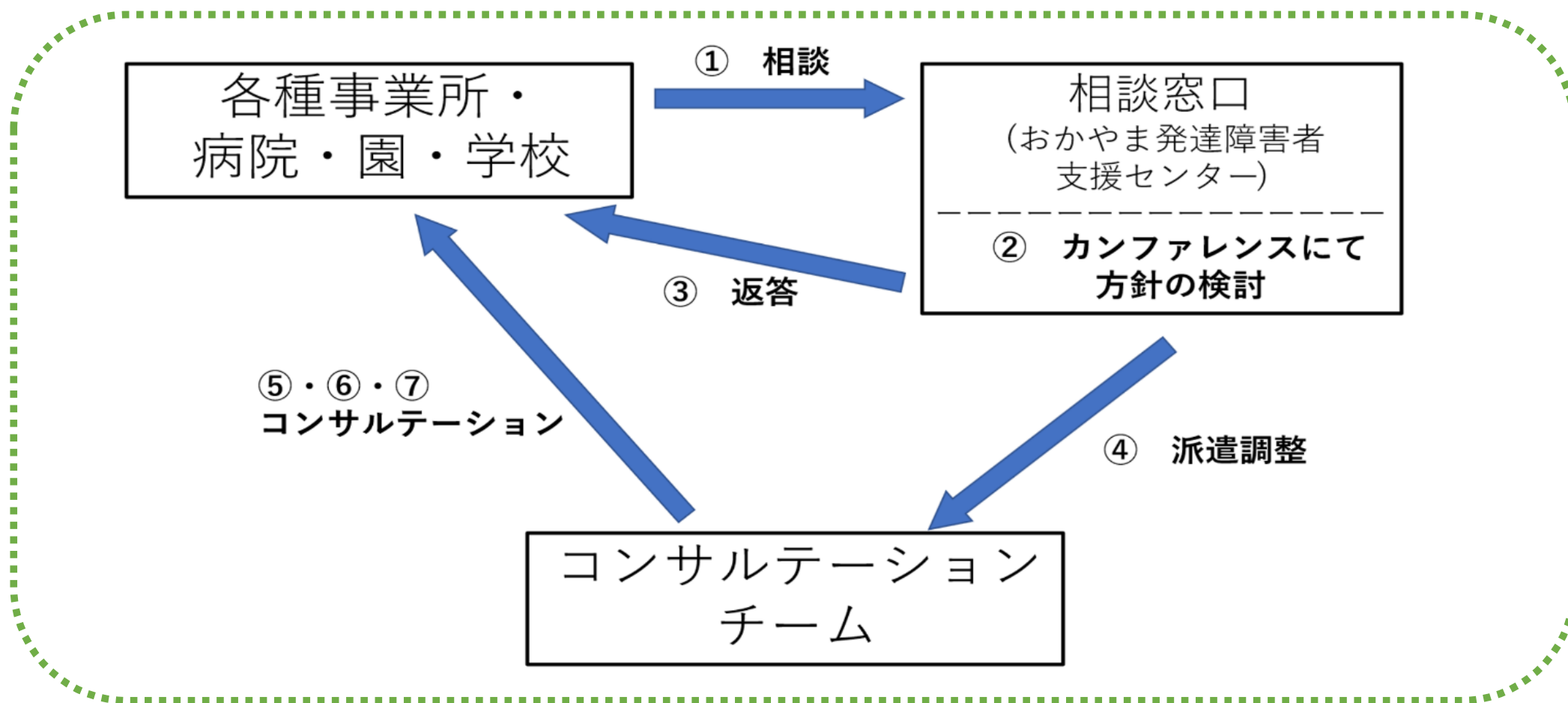
※コーディネーター…コンサルテーションの実施にかかる連絡調整などの窓口

⑤ ④のコンサルテーションチームが訪問

⑥ モニタリングを実施

⑦ 支援方針の評価・立案を繰り返す（PDCAサイクルで実施）

ご相談の流れ



■情報交換会議（連絡会議）の開催

開催日	内容
第1回 令和5年9月19日	(1) コンサルテーションの流れの確認 <訪問前> 1回目の訪問までに準備してもらう書類 ・強度行動障害判定基準表、支援に関する尺度、対象者の概要、支援手順書（事業所で既に作成しているものがあれば）、行動記録2週間分 <訪問1 行動観察> <訪問2 カンファレンス> (2) 個人情報の取扱いについて（同意書の確認）
第2回 令和6年1月30日	(1) 相談及びコンサルテーションの状況報告 ・ケース概要の聞き取り、情報提供、つなぎ支援 5件 ・発達障害者支援センターでの介入 2件 ・本事業でのコンサルテーションの実施（予定含む） 5件 (2) コンサルテーションの実施状況報告及び意見交換 ①ケース概要の説明（コーディネーター） ②コメント（訪問したスーパーバイザー・補助役） ③質疑応答
第3回（予定） 令和6年3月19日	

Ⅲ 報告書の提出

- ・ 四半期報告
- ・ 業務完了報告書

Ⅳ 周知を行った先（県から）

- ・ 県内の障害福祉サービス、障害児支援、相談支援事業の指定事業所
- ・ 市町村
- ・ 教育庁特別支援教育課
- ・ 保健所、児童相談所、福祉相談センター、精神保健福祉センター
- ・ 岡山県自立支援協議会 強度行動障害支援部会

Ⅴ 今後の課題

- ・ 専門的人材の確保：補助役の育成が特に急がれる。
- ・ 事業終了後の情報の引継ぎ：長期間にわたり支援が必要である場合や、将来、再度コンサルテーションが必要となった場合のために、対象者の情報をどのように引き継いでいくか。